

措置通知書

市民生活部 コミュニティ・協働推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 市民活動交流プラザ使用料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>② 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p>	<p>事務処理規程の認識不足により調定減額の部長決裁を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年11月7日に部長決裁を受けました。</p> <p>令和4年10月18日に課内会議において規程を再確認し周知徹底しました。</p> <p>規則の認識不足により、領収書綴受払簿と別に課独自の管理簿を作成し会計管理室から領収書綴が交付された日を記載して管理しており、領収書綴受払簿には領収書綴の交付された日ではなく使用開始日を記載していたものです。</p> <p>令和4年10月18日に、課内会議において同規則を再確認のうえ、領収書綴受払簿に領収書綴が交付された日を記載することを確認するとともに、令和4年10月18日付で領収書綴受払簿に搭載しました。</p> <p>また、令和4年10月21日付で部内へ周知徹底し、定期的に複数名で領収書綴等金庫内物の確認を行うこととしました。</p>

措置通知書

市民生活部 市民安全安心課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>② 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p>	<p>財務規則の誤認識により、領収書綴受払簿での管理を行っていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年10月21日付で領収書綴受払簿に登載しました。</p> <p>再度課内全員に、財務規則の確認を徹底するよう周知し、定期的に複数名で領収書綴等金庫内保管物の確認を行うこととしました。</p> <p>また、令和4年10月21日付で部内へ周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 相浦支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市支所及び地区公民館等清掃業務委託変更契約において、佐世保市事務処理規程第5条第34号で「…1件1,000万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、契約締結伺について、市長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>事務処理規程の認識不足により、長期継続契約中における変更契約について、契約変更年度の単年度金額での決裁区分だと判断して事務処理をしていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年10月6日に市長決裁を受けました。</p> <p>今後は、事務処理規程等の再確認を行うよう周知しました。</p> <p>また、担当者と決裁権者でのダブルチェックを徹底し、再発防止に努めます。</p>